

あおもり人材育成・県内定着促進協議会会則

(名称)

第1条 本会の名称は、あおもり人材育成・県内定着促進協議会（以下、「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、産学官の連携により、若者の県内定着を促進することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会の協議事項は、前条の目的を達成するため、次に定めるとおりとする。

- (1) 郷土愛の醸成や企業との交流、県内就職の促進等、若者の県内定着に資すること
- (2) その他目的達成のため必要なこと

(構成)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する県内大学等、産業団体、青森労働局、青森県で構成し、県内大学等が所在する地方自治体をオブザーバーとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、第3条の協議事項について協議する。

- 2 会議には、必要に応じて前条以外の者を出席させることができる。

(部会)

第6条 協議会に部会を置く。

- 2 部会は、協議会を構成する団体の実務を担う部署等で構成し、協議会の運営等に関する内容について協議する。
- 3 部会には、必要に応じて前項以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、青森県こども家庭部若者定着還流促進課に置く。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営その他に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、令和6年7月29日から施行する。